

学位申請論文審査報告

小野上真也氏博士学位申請論文審査報告書

清和大学法学部専任講師の小野上真也氏は、早稲田大学学位規則第8条に基づき、2016年10月21日、その論文「共犯の結果帰責構造」を早稲田大学大学院法学研究科に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2017年1月31日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

1 本論文の目的と構成・内容（省略）

2 本論文の評価

本論文は、学説において現在関心が非常に高まっている「中立的行為による幫助」の事例に関して、その適切な解決方法を提示する、という課題を常に念頭に置きながら、犯罪論体系の全般にわたって幫助犯の成立要件を再検証し、それぞれの要件論のあるべき内実を明らかにしようとする意欲的な論文である。本論文の評価すべき点として、特に以下の諸点を挙げることができる。

第一に、幫助犯について、客観的構成要件該当性（因果関係、幫助行為性）、違法性（違法阻却の判断）、故意といった要件論のあるべき内実を一つずつ詳細に探究し、それを通じていわば幫助犯版・犯罪論体系を構築した本論文は、幫助犯の成立に関わる諸々の判断や要件論の「全体」を見通すことを可能にしており、幫助犯をめぐる個々の論点を犯罪論のどの「場」において（どの要件論の下で）検討に付すのが理論的に妥当か、ということを考える上で、非常に有益な示唆を与えてくれるものとなっている。

第二に、本論文は、現在の学説上有力な「客観的帰属論」に対し、一貫して批判的な態度をとる。客観的帰属論は、「客観的帰属」という判断カテゴリーの下に様々な規範的基準を集めて問題解決を図るものであるが、本論文はこのような方法論を採用せず、むしろ、犯罪論体系上の個々の要件（因果関係、違法阻却、故意）に即して、様々な種類の事例をそれぞれ犯罪論体系のしかるべき場所で解決する、という方法論を指向する。そのため、事例の種類によって、幫助犯の成否を判断する際にクローズアップされるべき要件が異なることになる（ある事例では因果関係が、また、別の事例では故意が、それぞれ幫助犯の成否を分ける決定的ポイントとなり得る）。このように、問題解決の「場」をそれぞれの要件論にいわば「分属」させる本論文のアプローチは、「客観的帰属」のような包括的なカテゴリーの下で行われる判断に比べてはるかに高い「透明性」を持つものであり、この利点は本論文においてもその随所で確証されている。

第三に、幫助犯の因果性として、(通説がいうような)「促進関係」ではなく、「条件関係」を要求する、という「条件関係説」の思考法を再構成し、この立場を実際の運用にたえる一つの実践的理論として提示した点も、これを高く評価することができる。幫助犯においては、「当該幫助行為がなかったと仮定しても、どのみち正犯者による犯罪遂行および犯罪結果それ自体が発生していただろう」と考えられる場合に、幫助行為と結果惹起との間の条件関係が否定されることになるため、幫助犯の成立に条件関係を要求する見解では、幫助犯が成立すべき範囲を基礎づけることができない、とするのが通説的な理解であった。これに対して本論文は、いわゆる「具体的結果観」から出発し、結果の「具体化」の程度・範囲に適宜制限を設けることで、幫助犯の成立範囲を有効に画することができるような実効性のある「条件関係説」を提示している。

第四に、「中立的行為による幫助」という一つの問題に対して、その解決・処理に資する可能性のある論理を、一つではなく多数提示している点も(幫助行為・因果関係が否定される可能性、違法阻却が認められる可能性、故意の存否が問題とされる可能性、等々)、注目に値する。本論文によって、中立的行為による幫助の問題につき、多種多様な観点からの検討可能性があることが明らかにされたといえよう。

第五に、第1章・第2章で示された幫助の概念史・立法史は、従来の研究においては必ずしも光が当てられてこなかった領域であり、幫助概念の展開についてその歴史的経緯を検討しようとする際に貴重な手がかりになるものとして、その資料的価値も高いものと認められる。

以上のように、本論文は、「中立的行為による幫助」という現代的な問題の解決を目指しながら、幫助犯の成立要件論を犯罪論体系全般にわたって再検討するという注目すべき研究であるが、なお、いくつかの課題もないわけではない。

第一に、本論文においては、幫助の理論的な処罰根拠が、まとまった形では示されていない。従来の「共犯の処罰根拠」をめぐる学説上の議論と、本論文の分析内容との間にどのような関係があるかという点も、評者には気になるところである。

第二に、本論文が主張するように、正犯の場合と同じく幫助犯の成立にも「条件関係」を要求するならば、その場合に正犯と幫助犯との「違い」は一体どこに求められることになるのか、という点を示す必要がある。また、本論文が主張するような条件関係説の論理を採用した場合に、幫助犯の成立範囲がどのようなものになるかについても、更に詳しく検証してみる必要があるだろう。

第三に、本論文においては、「中立的行為による幫助」の問題解決を念頭において議論が進められているため、幫助犯と共同正犯の区別、幫助犯と教唆犯の区

別など、関与形態間の区別という正犯・共犯論上の基本問題が、その検討の射程外に置かれている。幫助犯の成立要件を全体的に捉え、その「犯罪論体系」を真に構築するためには、この関与形態をめぐる問題についても検討を加えることが必要不可欠であろう。

しかし、本論文における著者の研究は、一貫した問題意識の下で一定の問題設定を前提にして行われたものであり、幫助犯の領域「全体」を解明するためには上で指摘したような課題に応えることがなお期待されるとしても、その点は、本論文の内容それ自体の評価を下げる事情とはいえない。

3 結論

以上の審査の結果、後記の審査委員は、全員一致をもって、本論文の執筆者である小野上真也氏が、博士（法学）（早稲田大学）の学位を取得するに値することを認める。

2017年1月31日

主査	早稲田大学教授	博士（法学）（早稲田大学）	松原芳博（刑法）
	早稲田大学教授	法学博士（早稲田大学）	高橋則夫（刑法）
	早稲田大学教授		杉本一敏（刑法）
	早稲田大学名誉教授	法学博士（早稲田大学）	曾根威彦（刑法）